

<シニアライフローン>商品概要説明書

2024 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	シニアライフローン
2. ご利用いただける方	下記の条件を満たしている方。 ・ 満 60 歳以上で最終返済時の年齢が満 80 歳以下の方。 ・ 国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で当金庫にて年金受取をしている方、または当金庫に同年金の年金受取口座を指定する手続きをした方。 ・ 年金担保借入のない方。 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている方。 ・ (一社) しんきん保証基金の保証を受けられる方。
3. 資金使途	・ リフォーム資金、自動車の購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの。 ① 申込入または申込入の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金。 ② ①を使途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローン(切替プランを除く。)の借換資金および借り換えに伴う繰上完済にかかる手数料。
4. ご融資金額	・ 100万円以内。
5. ご利用期間	・ 3カ月以上10年以内。
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率。
7. ご返済方法	・ 隔月元金均等または隔月元利金均等払。(返済日は偶数月 15 日) ・ 毎月元金均等または毎月元利金均等払。(返済日は毎月 15 日)
8. 保証人・担保	・ (一社)しんきん保証基金の保証となりますので不要です。
9. 保証料	・ お利息には、(一社)しんきん保証基金所定の保証料が含まれておりますので、保証料を別途お支払いいただく必要はありません。
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。

	なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
11. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。